

管理者の兼務許可申請

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条の 2 第 2 項ただし書きの規定、及び「薬局等における兼務の許可に係る取扱要領」に基づく、高度管理医療機器等営業所の管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する場合に、高度管理医療機器等の販売業者等が行う許可申請です。
提出書類	管理者の兼務許可申請書（第 2 号様式） 正副 1 部ずつ提出
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	<p>○兼務を認める範囲</p> <p>①その医療機器の特性等からその営業所において医療機器を取り扱うことが品質管理上好ましくない場合や医療機器が大型である等によりその営業所で医療機器を取り扱うことが困難な場合等において、その営業所専用の倉庫である別の営業所を同一事業者が設置している場合であり、かつ、その営業所において実地に管理できる場合における、その営業所間の管理者の兼務</p> <p>②医療機器のサンプルのみを掲示し（サンプルによる試用を行う場合は除く。）、その営業所において販売、貸与及び授与を行わない営業所である場合であり、かつ、その営業所において実地に管理できる場合における、その営業所間の管理者の兼務</p> <p>③学校保健安全法に基づく学校薬剤師</p> <p>④下関市夜間急病診療所において、輪番で従事する薬剤師の業務 (平成 27 年 4 月 10 日付け薬食機参発 0 4 1 0 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官通知第 1 の 4 に基づく)</p> <p>兼務が認められない場合がありますので、事前に上記までお問い合わせください。</p>